

旭川医大病院ファミリーハウス要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和 6 年 3 月 15 日病院長裁定)

旭川医大病院ファミリーハウス要項の一部を改正する要項

旭川医大病院ファミリーハウス要項(平成 18 年 2 月 1 日病院長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>○旭川<u>医科大学</u>病院ファミリーハウス要項</p> <p>(設置) 第 1 旭川医科大学病院(以下「病院」という。)に、旭川<u>医科大学</u>病院ファミリーハウス(以下「ファミリーハウス」という。)を置く。</p> <p>(目的) 第 2 ファミリーハウスは、<u>患者又は患者の家族等</u>の宿泊の用に供することを目的とする。</p> <p>(使用者の範囲) 第 3 ファミリーハウスを使用することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 居住地が遠方のため病院での滞在を余儀なくされる<u>患者又は患者の家族</u> (2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(使用期間及び使用時間)</p>	<p>○旭川<u>医大病院</u>ファミリーハウス要項</p> <p>(設置) 第 1 旭川医科大学病院(以下「病院」という。)に、旭川<u>医大病院</u>ファミリーハウス(以下「ファミリーハウス」という。)を置く。</p> <p>(目的) 第 2 ファミリーハウスは、<u>患者の家族等</u>の宿泊の用に供することを目的とする。</p> <p>(使用者の範囲) 第 3 ファミリーハウスを使用することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 居住地が遠方のため病院での滞在を余儀なくされる<u>患者の家族</u> (2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(使用期間及び使用時間)</p>

第6 ファミリーハウスの使用期間は、引き続き14日を超えないものとする。ただし、管理責任者が適当と認めた場合は、この限りでない。

2 ファミリーハウスの使用時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) チェックインタイム 14時30分～17時30分
- (2) (略)

(使用申込手続)

第7 ファミリーハウスを使用しようとする者は、原則として使用予定日の2日前(土曜日、日曜日、祝日又は12月29日から翌年1月3日までの日を除く)までに使用申込書を医療支援課に提出し、管理責任者の許可を受けなければならない。

(略)

附 則

この要項は、令和6年4月1日から実施する。ただし、改正後の別表第1号は、令和6年6月1日から実施する。

別表(第10第2項関係)

使用料

(1) 宿泊料(消費税込み)

区分	使用料	摘要
1泊	<u>2,300円</u>	1室につき

※ 同伴者(小学生以上)がある場合には、上記表の使用料に1,300円を加算する。

第6 ファミリーハウスの使用期間は、引き続き14日を超えないものとする。ただし、管理責任者が適当と認めた場合は、この限りでない。

2 ファミリーハウスの使用時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) チェックインタイム 14時～18時
- (2) (略)

(使用申込手続)

第7 ファミリーハウスを使用しようとする者は、原則として使用予定日の2日前(その日が土曜日又は休日である場合はその前日)に使用申込書を医療支援課(以下「医療支援課」という。)に提出し、管理責任者の許可を受けなければならない。

(略)

別表(第10第2項関係)

使用料

(1) 宿泊料(消費税込み)

区分	使用料	摘要
1泊	<u>1,800円</u>	1室につき

※ 同伴者(小学生以上)がある場合には、上記表の使用料に800円を加算する。

(2) (略)

【改正理由】

昨今の光熱費の高騰及び最低賃金の引き上げの影響による管理料及び寝具料の値上げに対応するため、所要の改正を行うとともに、要項の整備を図るものである。

(2) (略)